

さいたま市地域スポーツ・文化クラブ活動体制整備研究協議会設置要綱

(設置・目的)

第1条 子どもたちが、地域の中で自分の興味に応じてスポーツや文化活動を楽しむ環境を構築するための実践研究することを目的として、地域スポーツ・文化クラブ活動体制整備研究協議会（以下「研究協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 地域部活動運営の持続的な運営の在り方について広く意見を聴取する。

(組織)

第3条 研究協議会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、教育長をもって充てる。

3 委員長が指名した2名の委員を副委員長とする。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職を代理する。

5 委員は、別表1に掲げる者のうちから、25人以内をもって構成する。

6 委員の任期は、任命を受けた日から任命年度の3月31日までとする。

(会議)

第4条 研究協議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第5条 研究協議会は、公開とする。

(会議録)

第6条 委員長は、主催した会議の会議録を作成するものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会事務局学校教育部指導1課において処理をする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、研究協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。

別表1（第3条関係）

委員	さいたま市教育委員会 教育長
	さいたま市教育委員会 副教育長
	さいたま市教育委員会 学校教育部長
	さいたま市スポーツ文化局 スポーツ部長
	さいたま市スポーツ文化局 文化部長
	さいたま市小・中・中等・高等学校校長会の代表者
	さいたま市中学校体育連盟の代表者
	さいたま市中学校吹奏楽連盟の代表者
	研究実践校の代表者
	(公財) さいたま市スポーツ協会の代表者
	さいたま市総合型地域スポーツクラブの代表者
	(一社) さいたまスポーツコミッションの代表者
	プロスポーツチームの代表者
	さいたま市文化振興事業団の代表者
	さいたま市文化協会の代表者
	さいたま市美術家協会の代表者
	埼玉県野球協会の代表者
	さいたま市スポーツアドバイザー
	地域保護者の代表者
	部活動地域移行に係る統括団体の代表者